

第23次東京都消費生活対策審議会  
第4回検討部会

平成26年11月26日（水）  
都庁第二本庁舎31階 特別会議室27

午後 2 時 3 0 分開会

○池本部会長 雨の中、お集まりありがとうございます。時間になりましたので、「東京都消費生活対策審議会第 4 回検討部会」を開会いたします。

初めに、事務局から本日の進行予定、定足数及び配付資料の確認をお願いしたいと思います。

○企画調整課長 企画調整課長の赤羽でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日の予定でございますけれども、先日実施いたしましたパブリックコメントの結果を受けまして、答申の案を御審議いただく予定でございます。前半の時間で序章、悪質事業者への対応の強化、消費者被害救済の充実のそれぞれの箇所、1 章と 3 章になりますが、その箇所について御審議いただいた後、休憩を挟みまして、審議会の部会でございます東京都消費者教育推進協議会との合同部会として、後半の時間で第 2 章の消費者教育の充実と最後の東京都への提言に関する箇所を御審議いただく予定にしております。少々変則的な開催となりますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

次に、出席状況でございますが、当部会は委員 6 名と専門員 1 名で構成されておりました、本日は全員の御出席をいただいております。

次に、本日お配りしております資料を確認させていただきます。

まず、資料 1 が部会委員名簿。

資料 2 が部会幹事・書記名簿でございます。

資料 3 が「東京都における今後の消費生活行政の展開について（中間のまとめ）に対する意見募集結果」でございます。

資料 4 が「東京都における今後の消費生活行政の展開について 答申（案）」でございます。

その他、参考資料といたしまして、「消費生活対策審議会の今後の予定」、「東京都消費者教育推進協議会委員名簿」、また、条例関係規程集、条例の逐条解説、「東京都消費者教育推進計画」でございます。

不足している資料がございましたらお知らせいただければと思います。

また、最後の参考資料の 3 冊の冊子につきましては、次回の会議等でも使用いたしますので、終了後お持ち帰りにならずに机上にお残しいただければ幸いです。

以上でございます。

○池本部会長 ありがとうございます。

それでは、資料の点、特に問題がなければ、早速、審議に入りたいと思います。

この案件については、9月9日に審議会の第2回の総会がありました。その場で中間の取りまとめ案について委員の皆さんから御意見をいただき、それを踏まえて中間の取りまとめを行い、それを都民意見の募集に付しました。本日は、その意見の結果をもとに答申案を取りまとめましたので、これについて委員の皆様で内容を御議論いただきたいと思います。

それでは、事務局から、まず、都民意見募集の結果について御説明をお願いします。全体の進行の中では、まず前半として序章「消費者被害の現状と課題」、それから、第1章「悪質事業者への対応の強化」、第3章「消費者被害救済の充実」までの部分が前半として御説明をお願いしたいと思います。

○企画調整課長 それでは、都民意見の募集の概要等について御説明いたします。

資料3を御用意ください。表紙が「東京都における今後の消費生活行政の展開について『中間のまとめ』に対する意見募集結果」でございます。まず、募集の概要でございます。

周知方法は、東京都の公式ホームページ、「東京くらしWEB」、また、ツイッター等により意見募集の呼びかけを行いました。

募集期間は、平成26年9月30日から10月20日までの21日間。

提出方法は、ファクシミリ、Eメール、郵送で受け付けております。

集計結果といたしましては、7件7団体から御提出がありまして、消費者団体4団体、生活協同組合1団体、個人お二方、また、意見はそれぞれの項目に分けますと40件の意見がございまして、その詳細は記載のとおり、それぞれの章に満遍なくお寄せいただいているという状況でございます。

それでは、1枚おめくりください。内容別に意見の概要をまとめまして、その意見に対する考え方を記載してございます。主に分類といたしましては、表の上でございますように、追加修正があるもの、文章にも反映済みであるもの、個別施策となるもの、4番、御意見として承るといふようなところで大きく分類しております。

まず、序章の「消費者被害の現状と課題」ですけれども、こちらにつきましては4件の御意見をいただいております。具体的には、それぞれ課題として検討されていることは時宜にかなったものである、現状を分析するとともに今後を分析する必要があるですとか、こういった具体的な施策の展開を求める、また、こういうような課題につきましては適切なものだと考えるといったような、おおむね賛成の御意見をいただいたところでござい

す。

第1章の「悪質事業者への対応強化」のところでは、禁止命令等につきましては、今後の不適正な取引の解消に向けて大きな効果が期待できる。また、事業者指導に向けた検討を今後行ってほしいというような賛成の御意見をいただいております。

また、項目7につきましては、いろいろ具体的な御意見をお寄せいただいたところですが、投資用DVDの販売等による被害が大学生の間で連鎖的に広がっている、そのような現状があることから、特定商取引法を潜脱することを意図しているような方法があるので、これらについても条例の禁止命令の対象となる取引行為として明示することが適切ではないかという御意見をいただいておりますが、こちらに対する考え方といたしましては、今、私どもの中では適応対象外の取引であるかのように装っている場合であっても、調査の上、法に基づく指導処分ができるものについてはそのように対応しているところでございます。

また、今後、この法の適用が困難な手口が多発するような場合には、この条例による禁止命令の取引、対象取引に追加することを検討していくというような考え方を示しております。

次のページをお開きいただきまして、項目番号8番と10番につきましては、美容医療に関する御意見でございまして、こちらは美容医療の広告の問題が多く取り上げられておりまして、景品表示法の規制が及んでいる、また、東京都でも美容医療クリニックの割引キャンペーン等に対しましては、景品表示法に基づく指導を行っておりますので、その事実についても追記したらいかがかという御意見をいただいたところでございます。

これにつきましては、都においては、そのような指導をまさに実施しているところではありますが、それは、やはり広告に関する指導ということでございまして、今後もそれは実施していくということでございます。しかし、今回の論点となっておりますものは、美容医療の事業者の勧誘行為にかかわる条例の適用除外の問題ということになりますので、現在の景品表示法の問題と適用除外の問題は異なるということで具体的に記述はしていないということで御説明をさせていただいたところでございます。

そのほか、美容医療に関しましては、ぜひ条例を適用する必要性があるなど、賛成の御意見をいただいたところでございます。

また、13番でございますが、「消費者の定義」ということで、こちらは消費者が売り主となる取引といったところで、各検証した上での調整が必要となると両論併記ともとれる

表現となっているので再度の議論を求めるといったところでございますが、こちらについては、もう議論を尽くしたということでございますので、特に修文はしないというところで御意見として承りますということにしております。

第2章につきましては、また後ほど御説明をさせていただきますので、おめくりいただきまして、3ページの第3章の「消費者被害救済の充実」の23番から御説明をさせていただきます。

23番から25番につきましては、この状況でこのような取組については賛成というような御意見をいただいたところでございます。

また、26番から具体的な御意見をいただいたところでございますが、26番は「濫訴防止と費用支援の関係」ということで、濫訴のおそれについて指摘された経緯というものがあるという記述に対しまして、この記述については、濫訴防止の問題と費用支援の問題は全く別の問題と御理解いただきたいという御趣旨の御意見でございますけれども、こちらにつきましては、記述の趣旨が、国が制度設計した際の経緯や趣旨を没却することがないよう留意すべきということを述べたものでございますので、費用支援につきましては貸付制度の具体的な内容を検討する際に参考にさせていただくということにさせていただいております。

もう1枚おめくりいただいて、4ページ、27番、28番、29番、30番につきましては、それぞれかなり具体的な御意見をいただいたところでございますが、特に27番につきましては、都が財政支援するために訴訟に関与するというところでは、情報公開条例に基づく開示請求といったことがいろいろかかわってくるのではないかとといったところで記述をした部分でございます。これについてはいろいろなやり方があるので、情報公開を理由に財政支援を否定する理由にはならないという御意見なのですが、ただ、私どもとしては特にこれを理由に財政支援を否定しているわけではございませんし、今後、制度設計するときには、やはりこういったところも留意していかなければいけないということで記述されたものでございますので、そういったところに留意しつつ貸付制度の具体的な内容を検討していくというようにさせていただいております。

また、28番から通知広告の財政支援の制度の検討ですとか、また、勝訴した場合、敗訴した場合、それぞれのいろいろな御意見でございますので、これらは貴重で具体的な御意見といたしまして施策を検討する際の参考にさせていただく予定にしております。

31番や32番につきましても、それぞれ何を財政支援の対象とするかとか、制度の周

知とか、そういったところで具体的な御意見として寄せていただいておりますので、施策を検討する際の参考にさせていただくことにしております。

以上が序章並びに1章、3章に関係します都民の皆様からの御意見でございます。

○池本部長 ありがとうございます。

そこで、今、御説明をいただきましたことについて、特に悪質事業者への対応の強化という部分については、小部長でいらっしゃる橋本先生からも補足のコメントがございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○橋本委員 それでは、小部長として、本件についての意見を申し上げます。

パブリックコメントに関する対応の説明につきましては、今の赤羽課長の説明につけ加えることは特にごさいません。その小部会の議論の内容というのは、平成19年に条例改正がございまして、この条例に基づく行政処分というものは、かなり実を上げて経験を積んできたというところではございましたが、近時の国レベルでの法律の整備に伴って、当初の役割を終えつつあるという状況にあったところではございます。そのような中、国法レベルでは法令のすき間が埋められたとしてもなお、都に特有用なすき間事案について都条例により迅速適切に対応する、こういう理論的根拠を今回示したということ。それから、立法事実を踏まえまして具体的内容を提言できたこと。それから、今回のパブリックコメントでも、その点について積極的に評価していただく意見が多かったということは非常に大きな成果であるというふうに考えております。

今後は、もちろん条例が整備されるということが第一に課題になると思われまけれども、立入調査等については、今後、実際どのように運用していくのかという実務的な方法の向上といいますか、そういったものであるとか、あるいは、美容医療等への対応など具体的な仕組みづくりが今後の課題になっていったもの、こういったものについてさらに具体的な議論が深まればというふうに期待をしておるところであります。

以上です。

○池本部長 ありがとうございます。

パブコメの意見も非常に細部にわたって積極的な意見や具体的な意見もいただいております。これらを踏まえまして、皆さんから御意見、御質問があればお願いしたいと思います。おおむね30分ぐらい時間はとれるかと思っておりますので、どの部分からでも結構ですので、御自由に御意見をお願いしたいと思います。

○矢野委員 パブコメの3番に関する部分なのですが、序章のところでの現状認識

の位置づけに情報化、高齢化、国際化等という昨今の特徴的な社会変化を現状認識にも位置づけてほしいということで、具体的施策の対応は個別施策で対応するということが書いてありますが、答申案の中の現状認識のところへの位置づけについてはどのように考えていらっしゃるか。私は、これは結構大きく現状を認識するには特徴的な言葉なので入れたほうがいいかなとは思っているのですけれども、その辺の東京都の受けとめとかをちょっと御説明いただきたいと思います。

○池本部長 では、事務局の方。

特に確認ですが、矢野委員がおっしゃったのは、例えばこの答申案のペーパーで言うと、どのあたりのところを特に具体化したらいいか、そのあたりまでの御意見というのがもしおありであれば。

○矢野委員 「はじめに」の部分は諮問に対しての部分なので入れにくいかなと思いますけれども、現状認識が述べられているのは「はじめに」か、むしろ序章の1番のところですね、消費者被害の現状というところ。

○池本部長 いかがでしょうか。

○企画調整課長 序章に関しましては、一番初めに消費生活相談の現状ということで事実の懸念を含めて御説明をさせていただいたところでございまして、それぞれが消費生活相談から見た現状ということになっておりますので、その問題意識を含めて高齢化やネットの話等も入れてあるというところではあるのですけれども、もう少し言葉が必要ということですか。

○矢野委員 この3つの情報化、高齢化、国際化というのはかなり象徴的な言葉なので、これから大きくとらえるには常に視野に入れておく言葉かなというふうに私のほうはとらえていますので、ちょっと御検討いただきたいと思います。

○企画調整課長 それでは、御趣旨を踏まえて、「はじめに」の部分がいいのか、現状の分析のほうで入れるのがいいのかということもありますので、御検討させていただきます。

○池本部長 ほかにいかがでしょうか。どの部分からでも。

どうぞ。

○野澤委員 コメントの27番のところなのですけれども、意見の内容に対する考え方で、何となく阻害するおそれがないというふうに意見は言っていて、意見に対する考え方は、そのおそれがある点についても留意しつつと、何となく議論がかみ合っていないといえますか、書き方としてはしようがないといえばしようがないと思うのですけれども、例え

ば「御意見も踏まえつつ具体的内容を検討していきます」みたいな書き方もあるかなという気もしたのですが、別に特にこの意見に対する考え方に反対するつもりではないのですけれども、何となく議論がかみ合っていないなという印象を持っています。

ついでに、これに関連して答申案の32ページがまさに今の部分なのですが、これは単に表現の問題なのですが、32ページは「なお」が2つ重なってしまって、「なお」「なお」というふうになっているので、下のほうを「また」にするとか何か接続詞を変えたほうがいいかなという、それは私の意見です。

○池本部会長 ありがとうございます。

2点の御指摘をいただきましたが、今の点、いかがでしょうか。

○消費者情報総括担当課長 消費者情報総括担当課長の石岡です。

今、野澤委員にいただいた御意見を踏まえまして、修文等を検討したいと思います。ありがとうございます。

○池本部会長 これも表現の言葉のニュアンスのとらえ方と、あと、接続詞のところも含めて検討いただくということにしておきましょう。

ほかにいかがでしょうか。お願いします。

○矢野委員 答申案の21ページ、内容的には20ページからですが、美容医療に関する部分なのですが、これは総会のところでも意見が出たと思いますが、東京都のほうは検討するという形に答申案を整えているところなのですが、ちょっと弱いのではないかと、現状のかなり被害が及んでいることで検討することが積極的にとらえられる書きぶりといえますか、その辺のもう少し積極性を持った書きぶりにできないものかというのはいかがでしょう。

○池本部会長 お願いします。

○企画調整課長 美容医療に関しましては、関係する団体ですとか、いろいろ利害関係者が多いような状況もございますので、まずは検討するという姿勢を示すということが第一歩で、その後、実施していく予定にしておりますので、現状ではこの書きぶりで御容赦いただければというように思っております。

○消費生活部長 今のは、恐らく慎重に考えていく必要があるという書き方で締めくくっているのですが、一般的には慎重というと少し控え目な表現に受け取られるように思われると思うのですが、ただ、ここのところはその前段のところはかなり詳細に検討の仕方や項目を記述しております。ですから、単なる慎重にというスタンスではなくて、こうい

ったことについてしっかり検討していく、例えば美容医療という幅広いので、それをどう確定していくのかとか、幾つかの項目ですね、医者とのかかわりをどう整理していくのかということで検討項目を具体的に提示しておりますので、そういう意味では、我々としては具体的にこういう検討をしていくのだという姿勢を示しながら、ただ、やみくもに、だからやっていくということではなくて、丁寧にやっていこうということで書かせていただいているところですので、その辺を御理解いただけるとありがたいかと思っております。

○池本部長 この部分は、以前の検討部会での議論のときにもいろいろ悩ましい議論をしたと思います。先ほど矢野委員もおっしゃったように、美容医療の問題は、とかく医療に関する部署と消費者行政に関する部署がお互いに遠慮し合っているのか、テリトリーがはっきり決まらないままに、そのすき間に落ちてしまって手つかずだったというところはなかったか。だからといって、ここまでの議論で具体的な線引き、この範囲は消費者行政、この範囲は医療の分野で、それぞれが直ちに着手せよというところがまだ十分議論ができていないので、それを反映した取りまとめにはできないけれども、少なくともその両方でしっかり対応関係、あるいは範囲などを早急に協議してすき間がないように動かしてほしいというようなところは恐らく一致しているところだろうと思います。

その意味で、この検討していくという言葉の意味はとらえたつもりですが、表現ぶりとしてそれが文章として後にきちんと引き継がれるかどうかというのと、あるいは、具体的な施策の計画として動きがありますというところを確認しておくことでよろしいのか、そのあたりの問題ではないかというような気がします。

矢野委員に限らずほかの方も、その辺はどうでしょうか。

特に今の部分については御意見ございませんかね。では、一応、私が先ほど申し上げたような認識、あるいは事務局から説明がありましたように、具体的な検討内容等についても考えているということですから、引き続き検討というのは先送りの検討ではなくて具体的な検討の着手も含めた趣旨であるということを確認させていただきたいと思います。

ほかに、どの部分からでも結構ですが、いかがでしょうか。

○野澤委員 今は、答申案についてではなくて、パブリックコメントについてですか。

○池本部長 基本はパブコメについてですけれども、それを答申案に反映させるものとしてどう受けとめるかということも含めて御意見はいただいてよろしいかと思えます。

○橋本委員 これは美容医療関係の話なのですが、パブリックコメントなんかでも御指摘のあるところなのですが、答申案のほうでは美容医療についての20ページになり

ますか、「現状と課題」の上から5行目の「看過できない問題となっている」とこの答申では認識をしているわけですね。これは、やはりこの手の審議会の認識としては相当強いもので、ですから、パブコメに答える際も御意見として承ったというよりは、事実の現状と課題のところでそれは看過しがたい問題として認識しているのですということ強調するとか、あるいは、これは多分無理だと思うのだけれども、答申のほうに看過できない問題となっている上に点を打つとか何か、よくそのことを認識して、その上で、もちろん具体的施策についてはやりますと、今後引き続きの部分もありますという、そのニュアンスが世の中全体に伝わるような何か工夫があるとよいのではないかと。とりあえずパブコメに対するお答えのところで、そういう現状の問題を強く認識しているのですということをお知らせできるようにしていただくという方法もあるかというふうに思いましたので発言させていただきました。

○池本部会長 なるほど。受けとめているというところをきちんと表明するという趣旨ですかね。事務局のほうは、いかがでしょうか。

○企画調整課長 その点に関しましては、都民意見を答申添付の様式に落としますときに、橋本先生方のおっしゃられたニュアンスが伝わるような工夫をしてみたいと思っております。

○池本部会長 今の点、よろしいですか。

ほかに関連するところでもいいですし、別の部分でも結構ですが、いかがでしょうか。

御意見いただく観点のことを再確認しますが、資料としては、このパブコメに関する意見に対する考え方を紹介していただいて、そこについての意見というのが出発点ですが、その中で、むしろ、この意見として承りますとか、ここに書いてある考え方のコメントを超えて本文に対する修文を含めた、こういう反映したほうがいいのではないかとというのがあれば、それも含めて出していただくという趣旨で御理解ください。ですから、この意見に対する考え方のこういうコメントのままでよいのか、そこをどう修文するかというのと、いや、ここだけではない、本文もこの辺をこう変えたらというのがあれば、それも御自由に出していただいて、どう扱うかという議論にしたいと思えます。

お願いします。

○朽原専門員 先ほどから美容医療のところの議論を聞いておりました、自分なりに理解できないものですから事務局のほうに念のため御確認です。もともとこの議論をスタートするときに、美容医療の中でエステティックみたいところは医師法に触れませんので、

恐らく広告等が過剰であれば景表法のほうで処罰の対象になるですとか、逆にお医者さんがやる施術であれば、当然医師法がありまして、そこに違反すれば医師免許の取消しということになったりしますので、そもそも一般的な条例になじまないのではないかというふうな問題提起からスタートしていたように記憶しております。この表題を拝見しますと「条例の適用除外についての整理」ということでパートをつくられておりますので、最終的に21ページの検討の方向性のところの最後の行で「以上を踏まえ、美容医療における消費者被害について消費者行政部署においてどのような対応が可能か検討する必要がある」ということです。今回の条例案にずばっとここを入れるおつもりで書いているのか切り分けが非常に難しいので、今後引き続き検討するというので、すぐに対処するという問題ではなくて、よくよく中身を精査して一般的な条例に入れるものと、あるいは、都庁の中その他部署でやるものに整理をして色分けをしていく必要があるというふうにされるのか、私は後者のほうだと理解をしていたのですけれども、いかがなものですか。

○池本部長 事務局のほうから。

○企画調整課長 今、朽原専門員のほうから御質問があった件でございますが、結論を先に御説明いたしますと、美容医療に関する問題は今後検討をすべき事項が多くございますので、今回の条例改正に入れるというものではなくて、問題意識を審議会として浮き彫りにしていただいたものを、今後、東京都でそういう考え方のもとに検討をするべきであるということが結論でございますので、今回の条例改正に入れるというものではないということは明確になっております。

もともと景品表示法は全ての表示物に対してかかるのですけれども、エステティックは特定商取引法の中にも特定継続的役務提供というものに該当するということがございますので、そちらのほうで指導処分ができるという位置づけでございますが、この美容医療、医師が行うものにつきましては、専門性や医師の裁量権の問題、そういったものがありまして、これは美容医療に限らず医療というものを条例からは適用除外にするという規定がそもそもございます。その中で、そうはいつでも、現在の美容医療の問題については、強引な勧誘方法など消費者問題が入り口では発生しているのではないかという問題意識のもとに、その全体ではなくて、契約や勧誘、そういったものにかかわる入り口の部分を消費者と事業者の取引というようにとらえて、条例で何らかの不適切な行為をやめさせることができないかといったところが議論の最初でございますので、そういった観点で御議論をお願いしているところでございます。

医師免許の取消しとかそういったものにつきましては、施術がどうこうというものでは、なかなか医師免許の行政処分というのはかからない状況になっておりまして、故意に診療もしていないのに診療報酬をずっと取り続けたとか、そういったようなところがあれば医師免許取消しですとか、業務停止とかありますが、施術の問題についてはなかなかならないものですから、そういった医療の内容に踏み込むのではなく、入り口の契約の問題としてとらえたいということでございます。

○池本部会長 今の点、よろしいでしょうか。

私の理解も同じなのですが、たしかこういう議論をしたことがあると思います。適用除外の52条の第2項の1号ですか、医師、歯科医師その他これらに準ずる者により行われる診療行為及びこれに準ずる行為というふうに、診療行為だけではなくて、少し幅を持たせてある。勧誘行為という中には、例えば美容医療の分野でこういう施術をする必要も全然ない人に対して不安を強度にあおって、すぐにやらなければいけないといって施術するというのは、条例の中の不適正な取引行為に該当し得るのではないかという問題が一方にあります。他方では、医療の前提としてどういう施術はどういう効果があり、必要かどうかという医師の説明義務というか、説明の問題でもあります。これをどう切り分けるかというのは難しいですねという話が出て、あるいは、適用除外の条項そのものをいじらなくても診療行為及びこれに準ずる行為の解釈を両部署で整理していくことによって一定のところは消費者行政の部門で手がつけられることになるのか、それとも、そこを何か条項の手直しも含めてやらなければいけないのか、そこはもう少し詰めて検討していただいた上で、その先でまた見直しが必要かどうかということですかね。こんな非常に難しい、やや落ち着かない部分もあって、当面は、条項は手はつけない。けれども、消費者被害と目される部分、しかもそれを医療の分野でやりますということなら、それは一つの整理でしょうし、そこまでは想定していない、では、消費者の分野でやりましょうというのも一つの結論のあり方でしょうし、とにかくその辺は現在の規定の中でも検討してすき間がないようにしていただきたいということではないかと理解しています。

お願いします。

○越山委員 答申案についてですが、答申案は本年の12月に答申とするのではないかと考えておったのですが、この答申案に関しては審議の機会はあるのでしょうか。

○企画調整課長 答申案につきましては、12月の総会で御議論いただいて、そこで最終

となります。

○越山委員 わかりました。

そうしたら、ちょっと気になっていた点があるのですが、この答申案は12月に発行するのに、例えば20ページの相談件数とか幾つかの表で25年度までのデータしか出ていません。ほとんどの相談件数というのは年ごとに大きな変化はないと思うのですが、例えば20ページの美容医療についてなどはどんどん増えていっているし、本年度になってからも医療機器の技術が進んだのか、広告が非常に多くなっているような気もし、相談件数も急増している部分があるのかなという点が気になります。あとは、15ページの消費者が売り主となる取引の箇所ですが、ここもどんどん急増していたので規制改正があって、多分、本年度に入ると激減している数字が出ているのではないかと思います。その辺のアップデートな数値がないまま12月に整理されるのでしょうか。要は、せめて第2四半期というか、半年分ぐらいまでのデータの趨勢や統計を答申案にもりこめないか気になったので、その辺のところは変更や配慮いただくことが可能なのかお伺いできればと思います。

○池本部会長 今回の点、取り扱いはいかがでしょうか。

○企画調整課長 このデータにつきましては、P I O - N E Tという消費者相談の全体の中から検索をかけて抽出しているという状況がございまして、12月の段階でどこまで区市町村の入力が終わっているかなどの状況があって、趨勢として正しく出せるか出せないかという懸念もございまして、数値を検証し、掲載するのが望ましいかどうか、検討させていただきたいと思っております。

○越山委員 全国の相談件数との比を言っているわけではなくて、基本的には都内での相談件数が出ているのではないかと思うのですけれども、そうであれば別にP I O - N E Tの全国の集計を無理して比較する必要もないのかなという気はするのですが。

○企画調整課長 大変技術的な問題で申しわけないのですけれども、各都内の消費者センターも一度全部P I O - N E Tに入力をしまして、そこから件数として抽出をするので、都内のものを抽出するのもP I O - N E Tの入力が終わっているものという状況になりますので、そこにタイムラグが1か月から2か月程度生じる可能性があるものですから、どのような数値が26年度の数値として載せられるかどうか、また、載せることで趨勢がわかるようになるかどうか、そのあたりを現実に数字を拾ってみまして検討させていただきたいと思っております。

○池本部会長 今回の点は、例えば9月末の時点のものを10月に数字で出せるかという点、実際は受付はしたけれども、処理をしたりしてP I O - N E Tに入力してアップされるのは結構時間がかかっているのです。だから、それが反映できる程度のところまでまとまっているかどうかというのは見ていただいて、それによって出せる数字であれば載せるというようなところでしょうか。

○洞澤委員 特に修文とかそういうことではなくて単なる意見ということなのですが、今のところ投資用DVDの販売については、一見適用対象外のように装っていても特商法の対象とするという形で指導処分を実施しているという点の回答になっているわけなのですが、現実の実務の処理の現場では、やはりこのように脱法的な方法を試みて、なるべく逃れようとするような事案で非常に悩むこともあると思うので、このような手口を許さないで、今後も条例という形で取り込めるのであればやっていきたいというような、そういったことを許さないという姿勢をもうちょっと明確にできるといいのかなというふうに思いました。特に修文とかそういうことではないのですが、意見としてです。

○池本部会長 ありがとうございます。

今後の法執行の姿勢の問題の御意見として受けていきたいと思えます。

ほかに全体を通じていかがでしょうか。よろしいですか。

また最後のあたりでもしあれば、後半のところでももう一回意見の時間をいただきたいと思うのですが、まずはここまでいただいた御意見も踏まえて、答申案やパブコメの集約などについての若干の修正等もいただいた意見の中で反映すべき点も出てきました。

そこで、一たんここまでの御意見でとじまして、冒頭で事務局から話があったように、休憩を挟んで、今度は消費者教育推進協議会の委員の皆さんも加わった合同の部会という形で進めたいと思えます。3時半から再開ということですので、一たんこれで暫時休憩に入ることにはしたいと思えます。

(休憩)

○池本部会長 それでは、予定時間になりましたので始めたいと思えますが、ここからは合同部会という特別な形態で進めたいと思えます。その趣旨について事務局からまず御説明をお願いできますか。

○企画調整課長 企画調整課長の赤羽でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

消費生活対策審議会検討部会と消費者教育推進協議会の委員、専門員の皆様、本日は雨

の中、お忙しいところをお集まりいただきましてどうもありがとうございます。

これから約1時間は検討部会と消費者教育推進協議会の合同部会ということで開催させていただきます。

検討部会の皆様には、先ほどの御審議から引き続く形で第4回の検討部会としての位置づけとなります。協議会の皆様は、この合同部会終了後、休憩を挟みまして消費者教育アクションプログラムについて御審議いただく時間とあわせて、第1回の消費者教育推進協議会という位置づけになります。非常にイレギュラーな形になってわかりにくくて恐縮でございますが、どうぞよろしく願いいたします。

○池本部部长 ありがとうございます。

という経緯でここから合同部会という形で諮問事項のうちの消費者教育の展開等に係る部分というところで審議をしたいと思います。

先ほどまでほかのパートの部分について検討部会の側で議論しておりました、私、その部会長でございますが、本来、消費者教育推進協議会については部会長として越山委員がこちらにいらっしゃるのですが、先ほどからの議論の続きというところもありますので、引き続き私のほうで議事進行を進めさせていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○池本部部长 では、そういうことで早速審議に入っていきます。

事務局から定足数の報告、それから、配付資料の確認を先にお願ひできますか。

○企画調整課長 それでは、検討部会の委員の皆様には、定足数と配付資料の確認は既に先ほど行わせていただきましたので、推進協議会の委員の皆様には御報告をさせていただきます。

推進協議会の出席の状況でございますけれども、当協議会は委員5名と専門員3名で構成されておまして、本日は委員の皆様全員御出席をいただいております。これによりまして、審議会運営要綱第8による定足数には達しております。

次に、本日お配りしております資料を確認させていただきます。

資料1が協議会の委員名簿でございます。

資料2が協議会の幹事・書記名簿でございます。

資料3が「東京都における今後の消費生活行政の展開について（中間のまとめ）に対する意見募集結果」でございます。

資料4が「東京都における今後の消費生活行政の展開について 答申(案)」でございます。

資料5からが、次の第3部の協議会で使用する資料となりますけれども、「東京都消費者教育アクションプログラム(平成26年度版)取組実績(抜粋)」でございます。

資料5に枝番号で各事業の説明資料を添付してございますので、後ほど御説明をさせていただきます。

資料6が「東京都消費者教育アクションプログラム取組実績(平成26年度上半期)」でございます。

その他、参考資料といたしまして、「消費生活対策審議会 今後の予定」、審議会の検討部会の委員名簿、条例関係規程集、条例の逐条解説、消費者教育推進計画、消費者教育アクションプログラム(平成26年度版)、また、クリップどめのもので消費生活総合センターから学習教材、参考資料等を配付させていただきましたので、後ほど御確認をお願いいたします。

不足している資料等がございましたら、どうぞ近くの職員にお知らせください。

また、参考資料の冊子になりました4冊の資料でございますが、今後の会議等でも使用いたしますので、こちら4冊分につきましては終了後も持ち帰らずに机上にお残しいただければと思っておりますので、どうぞ御協力をお願いいたします。

以上でございます。

○池本部会長 ありがとうございます。

審議に入る前に、この合同部会の公開の取り扱いの事を確認させていただきたいと思っております。東京都消費生活対策審議会運営要綱第11によりますと、この合同部会も原則として公開の扱いということになりますので、そのように取り扱いをさせていただきたいと思っております。また、議事録につきましても後日公開する予定でございますので、御了承いただきたいと思っております。

それでは、審議に入りたいと思っておりますが、消費者教育推進協議会の委員として3時半からの部分に御参加いただいた方にここまでの審議の経過を簡単に御説明申し上げます。

先般、この中間取りまとめについて都民意見の募集というものを行いました。それに基づいて配付資料3の出された意見と、それに対する都の考え方という取りまとめ資料がございます。そして、それを含めて今後の消費者行政の展開についてという資料5をどういうふうに取りまとめていくかということの議論をしていくのですが、消費者教育推進の第

2章を除く序章、第1章、第3章については、先ほどまでの約1時間で審議をしてきたところでございます。

そこで、この後の時間で「消費者教育の展開について」という部分と、最後の「今後の消費者行政の展開に関する東京都への提言について」の2つの部分について御審議をいただくこととなります。

それでは、まず、事務局から都民意見募集の結果についての御説明をお願いしたいと思います。

○企画調整課長 それでは、御説明をさせていただきます。

資料3をごらんください。検討部会の皆様には説明が重複して申しわけございませんが、資料3が中間のまとめに対する都民意見の募集結果をまとめたものでございます。

意見募集の概要でございますが、周知方法といたしましては、東京都の公式ホームページ、また、生活文化局ウェブサイトの「東京くらしWEB」に掲載しております。また、ツイッター等で意見募集の呼びかけを何回かツイートしております。

募集期間といたしましては、本年9月30日から10月20日までの21日間。

提出方法といたしましては、ファクシミリ、Eメール、郵送等で受け付けております。

お寄せいただいた意見は全部で7団体からいただきまして、内訳は記載のように、消費者団体から4団体、生活協同組合から1団体、個人の方から2名、お寄せいただきました。

意見の内容を項目別に整理いたしまして、意見総数としては40件、それぞれの章ごとに分類してございますので、そちらのほうは後ほど御確認いただければと思います。

内容につきましては、第2章の部分から御説明をさせていただきますので、資料3の2ページ目をお開きください。

項目番号では15番からが「消費者教育の展開」に関する御意見ということになります。

意見の概要といたしましては、まず、15番、16番、17番につきましては、幼児や学校教育現場、そういったものでどのような連携をとるかなど具体的に示している実効性のある連携が実現するようにしていただきたい。実効性のある教育現場との連携が実現できれば、その意義は大きいのではないかと。

また、事業者、事業者団体、教育関係機関等との連携を強化し、社会全体で担う問題で一連の連携強化を期待するというような御意見をいただいておりますので、こちらにつきましては具体的な施策を検討する際の参考とさせていただくという整理にしたいと思っております。

次の3ページをお開きいただきまして、18番、19番につきましては、消費者教育の理念や方向性、役割について条例に規定することに賛成する。また、東京都が消費者教育推進のために一歩進んだ支援を行うことを求める旨の中間まとめの記述を評価する等の賛成の御意見を承っております。

また、21番、22番でございますが、こちらは「消費者の役割」ということで、消費者の果たす役割について明記するのであれば、消費者市民社会の形成者としての観点を十分踏まえた文言の検討を求める。また、現在の中間のまとめにおきましては両論併記されているということで、これらについては一消費者として今後考えていくべき課題として受けとめるとともに、今後の議論を注視していきたいというような御意見をいただいたところでございます。

「消費者の役割」につきましては、前回の検討部会におきましてもいろいろ御意見が出されて、また、9月9日の総会でも「消費者の役割」の記述につきましてはさまざまな御意見が出たところでございます。大きくは消費者の役割を記載するかどうか、記載するとしたら、消費者市民社会の考え方で触れるべきではないかということと、学習というところにとどめるべきではないか、大きくはこの3点の御意見があったかと思っております。

これらパブリックコメントの御意見と、それぞれの部会、総会の御意見を踏まえまして修文をいたしました。そちらについては、資料4の26ページをお開きください。26ページに網かけ部分と見え消し部分で記載をさせていただいておりますが、まず、見え消しのところは中間のまとめでは、それぞれ御意見があったお二つの御意見を併記した上で、これらの意見を踏まえ、消費者の役割を条例で規定することについて引き続き検討を行っていくということで中間のまとめをお出ししたということでございます。

これを踏まえまして、先ほど御説明いたしました検討部会、総会、パブリックコメントの御意見を踏まえた上での修文案が記載の網かけ部分でございます。

消費者教育を受ける立場である消費者につきましては、消費者教育の機会を積極的に活用することが期待される一方で、消費者団体、事業者、事業者団体における責務とは異なるものであることから、努力義務としては規定せず、消費者に期待される役割として規定することが適切であるという考え方をこちらで明記した上で、この枠囲みの中の3番目に、「消費者は、消費者の権利の確立や持続可能な社会の形成に向け、年齢や障害の有無などその特性や様々な状況等に応じて、自主的に消費者教育に参画することが求められる」と

いう表現にするということで、消費者団体や事業者、事業者団体の責務とは異なる役割と  
いうようなことが伝わるような書き方にしてはいかがかということ部会長と御相談の上、  
御提案させていただくものでございます。

引き続きまして、この資料の御説明をさせていただきますと、次の第3章のところは先  
ほどの検討部会で終了したところでございますので、5ページの34番からが「提言」に  
対する御意見ということでございます。

こちらにつきましては、高齢者の見守りネットワークの部分でございますけれども、構  
築と運営支援を提言されていることに賛成するとか、ネットワークが形成されることを率  
先して遂行することが喫緊の課題と考える。また、より広いステークホルダーとの連携や  
地域に根づく仕組みづくり、また、支援策を展開してほしい、担い手育成での消費者団体  
や関係団体の連携等多彩な方策が講じられるよう工夫してほしい。こういったことでおお  
むね賛成の御意見をお寄せいただいたところでございます。

また、「その他」でございますが、特にどこの部分に該当するということではないのです  
けれども、一応御意見としてお寄せいただきましたので御紹介させていただきますと、3  
7番からでございますが、消費生活相談員の資質の向上ということで、教育においても安  
全面においても地域の担い手として多くのものを期待されている消費生活相談員の資質の  
向上のための体制整備も必要であるという御提言でございますが、こちらにつきましては、  
都で取り組んでおります内容を、相談マニュアルの作成提供ですとか、専門的知識を有す  
る弁護士等の消費生活相談アドバイザーによる助言等を行い、資質の向上を図っている  
ということを御説明させていただいております。

また、そのほか消費者行政の強化ということで、消費者の暮らしの安全・安心は消費者  
行政と消費者団体の協働事業で世の中を変えていくことができるとか、審機会の議論が消  
費者の目線で議論されることを望む。また、この本文全体が大変理解しやすい文章構成と  
いうことでお褒めいただいているというような御意見がありましたことを御紹介させてい  
たいただきます。

以上でございます。

○池本部会長 ありがとうございます。

では、今のパブコメ、都民意見として出されたものやその受けとめの考え方の資料、  
それから、特に資料4では、前回は両論併記で積み残しになっていたところの一つの方向  
性を案として書き出してありますので、その点について、それから、最後の提言について

それぞれどの部分からでも結構ですので御意見をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○洞澤委員 答申案の25から26ページにまたがる修正、網かけの部分についてです。入れるか入れないかといった意見もあるかとは思いますが、今回このように修文していただいて、消費者団体、事業者、事業者団体と消費者を少しフェーズを分けて書き分けをしていただいている部分については非常に工夫していただいているかなというふうに思っております。

それで、一応、このような書きぶりを前提にした話なのですが、(2)が1段落目と2段落目に分かれていて、1段落目のところは主に事業者団体とか消費者団体について書いてある部分で、この網かけの部分が消費者について書いてあるところなのかなというふうに、主な構成としてはそうなのかなというふうに思ったのですが、25ページの最後の行で「消費者団体、事業者・事業者団体等の役割についても条例において以下のように新たに明示することで」云々と書いてあって、この「等」というのは、一応ここは消費者も含むという趣旨になるのでしょうか。次の段落で消費者について書いてあるので、細かい話なのですが、この「等」は要らないのかなと思ったのと、この2段落目のところは消費者について書いてあって、そこで「消費者団体、事業者、事業者団体における責務とは異なるものである」というふうに書いていただいておりますので、ここの表現と平仄を合わせる形で25ページの最後のところの「等」をもし抜かすのであれば、「団体の責務について」という表現に変えたほうがいいのかというふうに思いました。

あと、これはもし可能ならばということなのですが、2段落目の消費者についての役割ということで書いていただいている部分について、「消費者団体、事業者、事業者団体における責務とは異なるものであることから」というふうに書いていただいているのに加えて、このもともとの原案にございました傍線で抹消してある部分なのですが、「消費者トラブルは消費者の自己責任であるといった誤解を生む危惧もあることも踏まえて」というような文章をもし加えていただければ、それを加えていただきたいということです。

以上です。

○池本部長 ありがとうございます。

この部分は、どうでしょうか。先ほどの字句の修正のこともですし、追加部分についてのさらに言葉を加えるという意見もありましたので、委員の皆さんからも少し御意見いた

だければと思います。

意見を出していただきやすくするために、私のほうから一言コメントをさせていただきます。

この網かけをしてある部分は、もともと両論併記で最終的にどうするかは引き続き検討していくという私たちの宿題にしてあったところです。特に総会の中でも、まさにここは意見が分かれています。事業者、事業者団体、あるいは消費者団体について積極的な役割として、努めるという位置づけをするのはよいけれども、消費者については、むしろ消費者政策による保護の対象であって、そこへ責務規定を同列で置くのは適切でないという意見と、条例全体についてはともかく、消費者教育については、その消費者が参加してもらわないと始まらないから何かあっていいのではないかという御意見とがありました。そういうところを含めて何か入れるとすればどうなるかというので事務局でも議論し、あるいは、私もどうしたものかと検討しました。

ただ、先ほどもちょっとありましたが、一たん文言を入れると消費者の自己責任だ、消費者教育を受けてちゃんと勉強していないのが悪いという意味で使われては困るという危惧は一方にあります。

他方で、消費者にはいろいろな消費者教育の機会に参加したり、みずからも情報収集したりということを期待するところももちろんあります。そこで思いとしては、消費者教育に参加することが求められるというのは消費者自身にどうしろ、ああしろということではなくて、それが求められる。では、都の政策としては何かというと、消費者教育に参加しやすいようにいろいろ情報を提供したり、周知したり、呼びかけをしたり、あるいはいろいろな機会をたくさんつくったり、それが都の施策であろう。その都の施策の前提として消費者教育に消費者がどんどん参加することが求められているのだから、それを受けて下さいというような意味の限度で何か書けないだろうかという、そういう思いで書いたものです。ただ、こういう文言を入れることがまたひとり歩きするのではないとか、いろいろな両方の面があるので、何もこれでごっさり検討した末、これが完成版ですということでは毛頭ありませんので、先ほどの御意見のように率直な意見をどんどん出していただいでよろしいかと思います。ここで方向づけができればというふうに思います。

お願いします。

○越山部会長 この部分は検討部会でもいろいろ議論された箇所、消費者についての役割について入れるべきかどうかというようなお話があり、部会長さんが悩んで入れていただいで、入れるとすればこうなるのかなというイメージを提示していただいているとい

う状況だと思います。ここの箇所の私の理解がまずいのかも知れませんが、条例の第41条に追加する記述として○2つと網かけがある○1つが追加してはというイメージの議論というふうに思われますが、そういう過程でよろしいのでしょうか。

○企画調整課長 それでは、イメージしにくいと思いますので、まだ素案なのですが、条例改正をしたらこういうことになるという資料をお手元にお配りさせていただきますので、ただ、今後、法規担当などの担当部署との調整前ですので、あくまでも事務局案ということで御了承いただければと思います。

お手元に、取扱注意というようにさせていただいておりますけれども、第7章の41条のところにいろいろ御議論いただいた、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画するですとか、啓発活動を推進するですとか、そういった文言をつけ加えさせていただいた後、41条の2、41条の3は枝番としてそれぞれ記載をしまして、41条の4のところに消費者の役割というような記載を、今、答申で御提言いただく内容を取り込むというような構成にしたいと考えております。

○越山部会長 どうもありがとうございます。

そうなる余計気になるのですけれども、ここの41条というのは「消費者教育の推進」というくくりになっています。要は、ここで消費者教育というのは消費者に対して行う教育のことを多分ここで示しているのだと思いますが、そうすると最初に「都は」と書いて、次に「消費者団体は」と書いて、次に「事業者及び事業者団体は」と、要は消費者教育を推進していく母体みたいなものの役割みたいなことを書いてあるのはよくわかるのです。その後実施母体のように消費者の記述があるのは、ちょっとディメンジョンが違う気がしました。消費者教育をどんどん推進しましょうよと言っている中で、受け手側の消費者の役割が記述されるのはちょっと気になります。要はこれで見ると、消費者が消費者教育を推進する中で、彼らが加わってもらえないと消費者教育が成立しないよというふうにもとれてしまうので、そういうとられ方が妥当なのかと気になったので、その辺のところをもしお伺いできればと思っただけです。

○池本部会長 ありがとうございます。まさにそのあたりが一番悩ましいところですし、私も都の施策の対象である消費者の役割がこの並びに入るのはいかがでしょうかという、違うのではないかという意見もなるほどと思いながら、他方で、ここが自主的な消費者教育に参画するという「参画」という言葉は、ただ自分で一生懸命勉強しなさいというだけではなくて、都や、あるいは事業者、事業者団体、消費者団体がやっていくのをただ受け身の立場でし

っかり勉強しなさいとか、消費者教育を積極的に学びなさいではなくて、どういうものが欲しいのかということも意見を言ったりという、その意味で積極的にかかわっていくというような意味も含まれるのではないだろうか。ただ、それも責務としてではなくてかかわりを持ってくださいという期待を述べるにとどめているのですが、そういう意味で参画することが求められるという、ほかの主体が消費者教育を推進するとか協力するとかというのは違う書きぶりにしたつもりなのです。

この点はいかがでしょうか。私自身も揺れながらとりあえず書いたところですから、率直な感想、御意見をお願いしたいと思います。

○洞澤委員 入れるか入れないかというところが大きく意見の分かれるところだと思うのですが、もしこのようなことを入れるのであれば、先生のほうでつけ加えていただいたようにある程度表現を変えて、恐らく理解が間違っていなければ、消費者として期待される役割というものとその他の部分で努力義務とされているものとは度合いというのでしょうか、違うのかな、そういうニュアンスなのかなというふうに理解をするのですけれども、そこがもっと明確にわかるような形で表現するのがいいのかなと思っておりまして、先ほど申し上げた意見も、例えば責務とか役割とかいったところが表現としてごちゃごちゃになっていると全体としてわかりにくいのかなという気もしたのです。なので、もし入れるということなのであれば、そのあたりを意識したほうがいいのかという、そのように思いました。

○池本部長 ほかはいかがでしょうか。どうぞ。

○増田委員 表現については詳しく申し上げられないのですけれども、私は入れていただきたいというふうに考えています。大きな義務ということではなく、やはり参加するという意識を持ってもらう。教育の推進というところに参加する意識を持たせるために、この位置づけで書いていただくというのは非常に重要なことだろうというふうに思います。

今、すごく複雑な商品サービスが提供されている中で、自分のほうからいろいろ情報収集しないと便利さを享受できないというようなことがたくさんございまして、そういう意味からも与えられる環境が整っているのであれば、そのチャンスを逃さないようにしましょうねぐらいの、その意識は持っていただきたいというふうに思いますので、入れていただくことについては賛成します。

○池本部長 ほかの方、いかがでしょうか。

上村委員。

○上村委員 私も表現に関しては提案をるところまで至っていないのですが、今、消費者教育で求められているのは消費者の選択をする、社会を変えられるというふうに消費者が認識する機会を提供するかというところだと思うのです。受け身の消費者ではなくて、消費者の生活選択、お金の使い方も含めてどういう商品をどういう形で選択するかということで、それは経済社会を変えることができるのだという選択の権利も責務という言い方なのか、役割という言い方なのかかわからないのですが、そういう主体であるということはどう認識を高めるのかということが非常に求められているところなので、今、消費者の役割というところで、そういうもうちょっと社会を変えられる、あなたの消費行動、あなたの選択という意味の認識に立ち至るようにいかにサポートするのか、そういう意味でここが書かれているのかなと思いつつ聞かせていただいたところです。

○池本部長 ほかの方、いかがでしょうか。

どうぞ。

○宮阪専門員 宮阪です。

こちらの26ページのやつは、私は前回提案されたものよりもよりよくなったというのが率直な意見でして、わかりやすいし、読みやすいし、以前のやつはどちらかといったら両論併記過ぎてわかりにくかったという感じを受けていましたので、この案で一応賛成でございます。

○池本部長 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○矢野委員 今回の提案に基本的には賛成をしておりますが、皆さんの御意見を伺いながら、具体的な文言についてですが、「自主的に消費者教育に参画」では、「参加」ではなくて「参画」という言葉は非常に重要だと思いますが、その意味合いでは自主的よりも主体的のほうが、より消費者自身のみずからかかわっていく、参画をより位置づけるものとしてはいいのではないのでしょうか。条例の前文にもありますし、41条の最初のところにも消費者に関しては主体的にという言葉を書いて、重なってしまうというのがありますが、やはり位置づけは自主的よりも主体的のほうが、より消費者としても自分たちで位置づけられるものではないのでしょうか。

先ほど越山先生が言われた、ここを消費者の役割とするのかどうかというところがあるので、私は、余りこの辺は抵抗がないといえますか、むしろ中に努めるものと、最後は求められるの違いのところがまさに立場を明らかにしているのではないかと思います。

すので、以上、具体的な文言の提案をしました。

それから、「取扱注意」の素案のところ、41条の4のところは「自主的な」と書いてあるので、これは「に」の間違いですかね。

文言については、改めて「主体的」ではいかがでしょうか。

○池本部長 という意見も出ました。今の意見を聞きながら思ったところですが、「消費者団体の役割」、「事業者及び事業者団体の役割」、「消費者の役割」という見出しが「役割」で全部そろっているところも、もしかしたらここだけは「参画」に変えておいたほうが、趣旨が違うというのが見出しも含めて明確になるのかなというのをその場で思って発言して申しわけないのですが、感じたりしています。いかがでしょうか。

どうぞ。

○柘原専門員 質問も兼ねてなのですけれども、(2)のところ「消費者団体、事業者、事業者団体、消費者」ということで4者を併記していただいています、いずれにしても消費者団体と事業者団体というのはあくまで団体ですので環境整備には御協力ができますけれども、消費を提供する当事者ではございません。当事者はあくまでもお店である事業者さんとそれを購入される消費者さんでありまして、ただ、この答申案の中にも書いてありますように、一方で消費者の方が事業者になる取引というのもふえている、古物商みたいな形になると思いますけれども、逆の立場というのもあるやに書いてありまして、そこと自己矛盾を起こさないのかなというのが1つであります。消費者の方も事業者になっている事実がありまして、当然ながら被害という意味でいけば加害者になる可能性もあるわけでありまして、そういった意味で、過去の審議会の中で申し上げたのは、事業者と消費者さんというのは対立構造ではなくて商品を提供する、あるいは買う側ということであくまでお客様という関係になりますから、その提供する側と受ける側が切磋琢磨していい商品が生まれたり、いい市場が形成されていくのだというふうにお話を申し上げました。そうしますと、26ページの四角の箱の中に書いてあります3つ目の○、網かけのところでもありますけれども、消費者教育を推進していくというパートの中に「消費者の権利の確立」というのがいきなり出てくるのですけれども、なぜこの中で「消費者の権利の確立」というのをここに規定しなければいけないのかというのが1つ御質問です。その次の「持続可能な社会の形成」というのもちょっと意味がわかりませんで、恐らくこういうことというのは消費者と事業者が教育をしながら、切磋琢磨しながら健全な市場を形成するというところに行き着くのが本来の資本主義経済の中の姿ではないかというふうに思っています、

「消費者の権利の確立」というのがここに本当に入って違和感がないのかという御質問が1つです。健全な市場の形成に向けて事業者も消費者も勉強していくのだということが本来の姿ではないかというふうに思っています、2点ほど質問申し上げる次第であります。○池本部長 ありがとうございます。

この部分の字句修正は、先ほど申し上げたように、事務局と私とでいろいろひねり出したところがありますので、今の点について、まず私のほうで可能なところをお答えしたいと思います。

まず先に、文言の上で「消費者の権利の確立や持続可能な社会の形成に向け」という言葉を入れたのは、都民意見募集の中でも出ていた、もし消費者の役割を位置づけるのであれば消費者市民社会の形成に参画する消費者を育成する、そういう消費者教育の視点を明記してほしいという意見がありました。平成20年の国民生活局の消費者白書の中で消費者市民社会の形成に向けてということが提起されたのですが、そこがまさに、この消費者というのは、単に個人として選ぶだけではなくて、権利の確立とか持続可能な社会への配慮ということを積極的に行動する消費者であるということがありましたので、消費者教育というのをそういう観点でかかわっていくのだという意味で、この1行目のフレーズを入れたといういきさつがあります。

それから、もちろん事業者も消費者も両方とも消費者教育の面ではかかわっていただく必要はあるのですが、条例の中で都が行う施策、あるいは、それにかかわる関係者の施策ということでまとめていけば、事業者及び事業者団体は自主的な消費者教育に取り組むとともにというところで、一応事業者の役割、それは努めるものとするというところに入っておりますので、そこに事業者は位置づけられ、消費者については、先ほど来の議論にありましたように、消費者行政の施策の対象である消費者が同じ表現というのはどうかというのがありましたので、もちろん両方がそれぞれかかわって消費者教育は推進していくのだけれども、表現ぶりを少し書き分けたというふうに理解することができるのではないかとこのように思います。

何か事務局から補足があればおっしゃっていただければと思います。

○企画調整課長 最初の1点ですけれども、消費者が事業者になるというような御質問があったかと思いますが、これはあくまでも消費者は消費者として売り主となるということで、業としてなすという場合は消費者という定義からは外れると考えております。

ですので、あくまでも買い取りを業として行っている者に消費者として売るということ

で、売ることを商売にしているわけではないので、そのところは明確に線引きをしているというふうに考えていただければと思います。

○池本部長 今の点はよろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○上村委員 今、非常に難しい議論の時期なのだなというふうに思っています。消費者と事業者が非常に対立的に、先ほど言われた市場の中で対立的な構造でやってきた経済社会が持続可能ではなくなったということでイメージを転換しようというところで、では、どういうものを目指して事業者も消費者も共同で生活していくというか、社会を形成していくのかというのを消費者市民社会というフレーズでまずは掲げておいて、具体的なもの、消費者市民社会と言われるような構成で持続可能な社会というのはどうしたらつくれるのだろうと、事業者も消費者もこの後しばらく試行錯誤をしましよと、多分、今まで消費者教育などで行われているのは、単に取引という市場の場面だけではなくて、例えば投資であっても社会的責任投資であるとか、事業者のCSRであるとか、もうちょっと自分たちが目指すものは何なのかというのをきちんと自覚するような、そういうものは消費者にも事業者にも両方にある、そういう機会をそれが消費者教育として提供される中で消費者市民社会がつくられていくよねという、そこに転換点があるので非常に難しい議論をしているなというふうに思います。

ですので、未来志向であるのなら、先ほど消費者市民社会という言葉を入れたらどうかというお話もありましたので、そういう未来志向的な、そのときに公正で持続可能な、単に持続可能なといってみんなが我慢してというのではなくて、非常に格差が開いていく中でみんながきちんと生活をしていくため、ある意味、生活者として消費者でもあり、事業者というか労働者でもあるような、そういう中でつくっていくのが消費者市民社会という意味で言うならば、消費者市民社会を入れてもいいのかなというのが聞いていて思ったフレーズです。

それで、もともとこの文言の話のところ、先ほど素案に対して消費者の役割の分の「自主的」ではなくて「主体的」がいいのではないかという矢野委員の御発言は、そういう意味でもみんなが主体的にそういう社会をつくっていかうと、そういう気持ちを持っていかうという意味では、やはり「主体的」のほうがいいかなという気はいたしました。

以上です。

○池本部長 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。どうぞ。

○橋本委員 内容というより、25ページの書きぶりの形式的なことです。最初に洞澤先生がおっしゃった、25ページの一番下の行の「事業者・事業者団体等」ですけれども、これは、このままだと(2)には消費者が加わっているのです、この「等」というのは消費者のことだというふうに普通読めてしまうので、そこはさすがに問題があるので、この「等」はそもそもどういう趣旨なのか。もしこれが消費者のことを意味しているのであれば、それはちゃんと書くべきですし、そうではなくて、もともとこれはあったものですから、もっとほかの市区町村とかほかの家庭とかそういったものが念頭にあるのであれば、それはそれで「等」でいいと思うのです。いずれにしても、これは書きかえないと趣旨が不正確だと思います。

それと同時に、「事業者・事業者団体」を「、」でつないでいるところと「・」でつないでいるところが混在しているのですが、法律のほうの責務規定でも、要するに事業者と事業者団体は「及び」になっていて、これは「・」にして全体を整理したほうが恐らく趣旨に合うのだろうというふうに思います。

ちなみに私自身は、先ほどの御議論を聞いておまして、消費者についてここで明記をする、あるいは、自主的という文言について少し考えるという、そこは賛成なのですが、やはりこれは、先ほどの条例の原案について議論して、いきなりかもしませんけれども、ここに消費者が順番に出てきて並んでしまうと、この議論の趣旨はわかるのだけれども、法律の条文をいつも見ている立場から言うと、なぜ都がこういうことを条文でここに書くのだというのはしっかりこないといえますか、批判は出ると思います。だから、そこは少し工夫をしていただいて、こう並ばないような形で、42条のほうにつけ加えるという考え方もあるでしょうし、もっと前のほうに持ってくるという、「消費者」を最初に持ってきて参画とかいうふうにして、「責務」が2つ次に出てくるとか並びを変えるだけでも立法者意思というのは伝わると思いますので、同列で表現ぶりだけを変えたものではないということが解釈するときにはわかるような形に工夫をしていただきたいというのがお願いというか、私の感想であります。

以上です。

○池本部長 ありがとうございます。そうですね。

ほかいかがでしょうか。ございますか。

○長谷川委員 長谷川です。

余り全体的な意見ということではないのですが、先ほど権利の確立というところについて、事業者の立場からややひっかかるという御意見がありましたけれども、ここについて、私どもも事業者団体なのですけれども、権利の確立そのものが悪いというふうには思いませんけれども、ここだけがぽこっと出てきますと、その前の24ページにあります条例の前文で、「消費者は、自らの消費生活において主体的に行動し、その消費行動が市場に与える影響を自覚して、社会の一員としての役割を果たすことが求められる」という、私は消費者の役割というのか、このような消費者がふえていくことが、いわゆる健全で非常に豊かな消費社会をつくる上で重要だろう、消費者教育の一つの主眼もこういうところにあるのではないかと思いますので、こういうニュアンスが権利の確立ということでかなり素直に入ってくるのかということでは、ややどうなのかという感じはいたします。ただ、全面的に反対ということではなくて、消費者の権利をしっかりと自覚するというのも重要なことですので、これはこれで何ともいうことで、余りはっきりした意見ではないのですが、もっと先ほど消費者市民社会という言葉がありましたけれども、みんなでそういうものをしっかりつくっていく、その中で消費者というのは主体なのだというふうな、そういう位置づけが盛り込まれるような内容であってほしいという、これは願望であります、そういう感想があります。

○池本部会長 ありがとうございます。

ほかに。

○矢野委員 先ほどの朽原委員の事業者からの御懸念の部分、消費者団体としては、まさにこれからの消費者教育は、消費者と事業者、消費者団体と事業者が一緒になって推進していくという協働の視点が非常に重要かと思っています。

先ほど上村委員のほうから出ました消費者市民社会の少し説明を加えられた御意見がありました、そこをできれば23か24の現状とかそういった部分に消費者市民社会という言葉も入れて、改めて協働の立場で推進していくのだという中でそれぞれの役割があるという説明をぜひ加えていただきたいと思っております。

今回新たに条例改正が発生するわけですけれども、東京都の取組自体は全国的にもいつも非常に注目をされているわけで、今回、東京都がこういった新たに条例に盛り込むということも、やはり一つの模範みたいな提起にもなると思います。そういった意味では、今の時代に消費者教育推進法ができて、「消費者市民社会」という言葉が改めて定義された中で、そのことをしっかり現状のところには説明として入れ込むことも非常に大切かと思っ

ておりますし、それから、今後の条例の逐条解説のところ、やはり実際に行政を担う人たちがそれをしっかり活用していただくための理解に資するためにもその部分を入れ込むことが大切かと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○池本部長 ありがとうございます。非常に貴重な参考になる御意見をたくさんいただきました。

そうしますと、今日いただいた意見で、字句修正で複数出ている点、あるいは、先ほどのように、24ページの消費者教育推進法が施行されたという、このあたりで先ほど来の議論のところを、消費者市民社会の形成という方向性のことを少し位置づけるとかというところも含めて幾つか字句修正をする必要があるところが出てまいりました。

皆さんのきょう出た意見を最大限反映して、事務局と私のほうで最後もう一度見直して取りまとめという形にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○池本部長 ありがとうございます。

では、そういうところで本日のこの審議を踏まえて最後の取りまとめに進めるというふうにさせていただきたいと思います。

では、今後のスケジュールについて事務局より御連絡願えますか。

○企画調整課長 それでは、参考資料①というA4横の物があると思いますけれども、こちらの「消費生活対策審議会 今後の予定」をごらんください。

本日の検討部会、消費者教育推進協議会で御審議いただいた結果を反映させた答申案としては、現在、12月19日(金曜日)に審議会総会を予定しておりますので、こちらで総会に検討部会から報告していただきまして御審議をお願いするという予定にしております。

総会では、答申案をお諮りしまして、最終的に決定したものを答申として知事に御報告いただくという流れを予定しております。

委員、専門員の皆様にはお忙しいところ恐縮でございますが、今後も引き続きどうぞよろしくお願いたします。

本日、この後、消費者教育推進協議会の委員、専門員の皆様につきましては、16時30分から、このままこちらの会議室におきまして、引き続き協議会として消費者教育アクションプログラムについて御審議いただく予定でございますので、今のお席のままで結構でございますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上です。

○池本部会長 それでは、以上をもちまして第4回の検討部会と第1回の消費者教育推進協議会の合同部会としては閉会させていただきたいと思います。

消費者教育推進協議会の皆様は、この後引き続き議論を続けていただくということでもよろしくをお願いします。

検討部会としては本日が最後の開催となります。お忙しいところ、これまで御尽力、御協力いただき、ありがとうございました。

きょうは以上です。

午後4時25分閉会